

令和6年度

盛岡市農業施策に対する意見・要望に関する本市の考え方

全市的要望事項

盛 岡 市

全市的要望事項

No	要望の内容	担当部課	考え方
1	<p>1 農地の集積・集約化対策の充実強化</p> <p>(1) 農地の集積・集約化の推進には、受け手である認定農業者の理解と協力が不可欠であることから、認定農業者に対し、優先的に各種補助事業を誘導する等の支援策を講じること。</p> <p>また、国で実施されていた経営転換協力金の継続拡充、地域集積協力金の増額について、引き続き市からも国に要望し、制度の周知を徹底すること。</p>	農林部 農政課	<p>(1) 受け手農家に対する支援につきましては、地域農業マスタープランの中心経営体に位置付けられた農業者や令和6年度末までに策定する地域計画において目標地区に位置付けられた農業者等を対象にした、国の農地利用効率化等支援交付金（市事業名は経営体育成支援事業）や県の地域農業計画実践支援事業などの補助事業があり、経営の基盤強化等へ一定の成果をあげているところでありますことから、引き続き広く制度の周知を図ってまいります。</p> <p>また、機構集積協力金については、令和5年3月開催の令和5年度農地中間管理機構関連予算案に関する説明会及び意見交換において国に対し要望しており、当該協力金が集積・集約化を進めるうえで非常に有効な事業であり、今後の地域計画を策定するうえでも欠かせないものと認識している旨の東北農政局からの回答があったところです。今後につきましても、国や県との意見交換などの機会を捉え、制度の充実を要望してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（農林部農政課）</p>

全市的要望事項

No	要望の内容	担当部課	考え方
1	<p>(2) 高齢化・後継者不足、米価の下落による離農の増加、新型コロナウイルス感染症の影響、燃油・飼料・肥料の価格上昇等を受け、現在の農業・農村を取り巻く環境は一層厳しさを増している。これまでは農家個々の自助努力により農地を管理し農業経営を行ってきたが、限界になりつつある。これからは、個人の農業経営の強化だけではなりゆかないと考えることから、「地域まるっと中間管理方式」の導入や、集落営農組織の育成、法人化等についても積極的に検討を行うこと。</p> <p>(3) 農地の集積・集約を進めるためには、地区全体の農業者の理解が必要だが、実際には、新たに農地の交換や貸借など集積・集約を行うことに対して否定されることも多く、より効率的な農地の利用についての理解が得られていない</p>	<p>農林部 農政課</p> <p>農林部 農政課</p>	<p>(2) 高齢化や後継者不足などの厳しい農業事情は、生産・販売活動の共同化等により地域の農地の持続的な利用に貢献してきた集落営農組織においても、構成員の高齢化や減少が進み、組織の弱体化が懸念されているところです。そのため、市においては、集落営農の活性化を図ることを目的に、法人化や販路開拓、共同利用機械等の導入などを支援する「集落営農活性化プロジェクト促進事業」を令和5年度から新規で実施しており、1団体の活用があったところです。今後においても支援を継続するとともに、「地域まるっと中間管理方式」の導入についても、引き続き先進事例の情報収集に努めながら導入の可能性について研究するなど、地域農業が将来にわたって持続的に発展することができるよう施策を推進してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(農林部農政課)</p> <p>(3) 新たな農地の交換や貸借などについて、先代の所有者から管理を依頼され耕作を行ってきた経緯などがあることから、農地の交換等に否定的な声があることも聞き及んでおります。しかしながら、担い手不足が問題となっている状況もあ</p>

全市的要望事項

No	要望の内容	担当部課	考え方
1	<p>ため、地域での話し合いが進められる状況にないと思われる。農地の集積・集約の必要性が地区全体に広まるよう、市として働きかけを行うこと。</p> <p>(4) 高齢化や後継者不足で農地が担い手に急速に集まっていることを実感する一方で、農地の区画や農業用排水路等の圃場条件の悪い農地の場合もあり、限界を感じている。</p> <p>担い手としては圃場の整備が必須だが、実際には条件が整っていない農地が多く、農家同士の話し合いでは条件の改善が見込めない状況にある。</p> <p>担い手が耕作できるよう基盤整備され、農地の集積集約が促進されるよう、対策を検討してほしい。</p>	農林部 農政課	<p>り、農地の集積・集約を行い効率的な農地の利用を進めていくことが必要であると存じております。</p> <p>市としましても、農地マッチングアプリ（農地集約システム）を活用した実証実験を行っておりますので、その事業での取組事例を共有するとともに、地域計画の策定に向けた地域での話し合いの中で、地図を用いて話し合いを行い、農業委員会と連携して農地の集積・集約の必要性について働きかけを行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">（農林部農政課）</p> <p>(4) 担い手への農地の集積・集約化や生産コストの削減を進め、農業の競争力を強化するために、農業基盤整備事業は効果的であるものと認識しております。</p> <p>基盤整備等の事業を希望される地区に対しましては、市は盛岡広域振興局等の関係機関とともに事業説明会に出席し、地域の皆様に分かりやすく丁寧な説明を行うことで、地域の同意率を上げ、整備を促進します。</p> <p>新たに事業を希望される場合は、国、県の支援制度があり、それぞれ要件がありますことから、個別に御相談願います。</p> <p style="text-align: right;">（農林部農政課）</p>

全市的要望事項

No	要望の内容	担当部課	考え方
2	<p>2 担い手・経営対策の充実強化</p> <p>(1) 令和5年度市農業施策に対する意見要望においても要望したとおり、今後、貸し手の数は急速に増え、担い手への集積・集約が一層進むことが見込まれるが、担い手の数は変わらず、担い手一人一人の負担が大きくなるばかりである。借り手は耕作面積を拡大することで売上金額は増加できるが、同時に人件費等の経費や業務量も増加しており、結果として借り手のメリットが少ない状況である。今後の農地の集積・集約に関して、担い手の意欲を高めるために担い手への支援の拡充、拡充した制度の周知を図ること。</p> <p>(2) 就農者が減少していく状況に対して、農地の集積・集約化及び新規就農者の参入等への支援を継続するとともに、</p>	<p>農林部 農政課</p> <p>農林部 農政課</p>	<p>(1) 担い手に対する支援につきましては、地域農業マスタープランの中心経営体に位置付けられた農業者や令和6年度末までに策定する地域計画において目標地図に位置付けられた農業者等を対象にした、国の農地利用効率化等支援交付金（市事業名は経営体育成支援事業）や県の地域農業計画実践支援事業などがあり、市におきましても、これまでにコンバインやトラクター、スピードスプレーヤーなどの導入が実施され、経営の基盤強化等に一定の成果を上げてきたところであります。今後につきましても、広く制度の周知を図ってまいります。</p> <p>また、担い手を増やす取組も重要であると認識しておりますことから、新規就農者の確保・育成に力を入れ、地域農業の担い手へと発展できるよう支援を引き続き実施してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（農林部農政課）</p> <p>(2) 就農者が減少してしまう原因の究明につきましては、令和4年に実施した「盛岡市の農業に関する意向調査」におい</p>

全市的要望事項

No	要望の内容	担当部課	考え方
2	<p>なぜ就農者が減少してしまうのか、根本原因の究明を行い、必要な対策を講じること。</p> <p>(3) 担い手においても高齢化や後継者不足から、規模縮小やリタイアするケースが出てきている。結果として、担い手不足、担い手はいない地域も増えてきており、地域内で担い手を見つけることが難しくなっていることから、市町村の垣根を超えた取組の検討をお願いする。</p>	農林部 農政課	<p>て、5年後の農業経営について「規模を縮小」及び「離農」とした農業者が3割に上り、その理由は「農業後継者がいない」、「高齢や病気等で働けない」、「機械の更新が高額」との結果が多かったことに加え、「機械の更新が高額」を挙げた割合が前回調査から大幅に上昇しているものと分析しております。このことから、市としましては、引き続き農地の集積・集約化及び新規就農者の確保に対する支援を継続するとともに、機械の更新ができないことを理由とした離農を抑止するための支援策を令和6年度に向けて検討しているところであります。</p> <p style="text-align: right;">(農林部農政課)</p> <p>(3) 担い手不足は、他市町村においても問題になっている状況であります。市としましても、隣接する市町との境においては、入作出作が多数ありますことから、それらの市町と担い手確保のための連携を図り、一体となって話し合いを進めることが有効であると存じております。</p> <p>以前に滝沢市から相談が寄せられた事例があり引き続き検討を行うとともに、農地マッチングアプリ（農地集約システム）を活用した実証実験を通して隣接する市町と広域データ</p>

全市的要望事項

No	要望の内容	担当部課	考え方
2	<p>(4) スマート農業導入促進事業として、ドローンの免許や機器の取得に対し補助が行われているが、事業実績を教えてください。</p> <p>また、スマート農業導入の補助対象として、水管理システムや農業用アシストスーツについても含めていただきたい。</p> <p>特に、水管理システムはすでに導入している農家もあり、労働力軽減・時間短縮につながっていることから、積極的に検討すること。</p> <p>(5) 新型コロナウイルス感染症等の影響により、肥料・燃料資材の価格が高騰し農業経営の厳しさもより一層増したと</p>	<p>農林部 農政課</p> <p>農林部 農政課</p>	<p>を活用した事業の実施を計画しておりますことから、課題等を整理し、市町の垣根を超えた取組の可能性について検討してまいります。</p> <p>(農林部農政課)</p> <p>(4) スマート農業導入促進事業につきましては、ドローン本体とドローン講習でそれぞれ、令和4年度が2台、11人、令和3年度が3台、11人、令和2年度が3台、17人であり、令和4年度から補助対象を追加した遠隔操作等草刈機については、4台の実績となっております。</p> <p>本年5月に実施した「農業経営の実態調査に関するアンケート」において、導入してみたいスマート農業機器について調査したところ、「水管理システム」、「農業用アシストスーツ」、「ほ場・施設環境モニタリング」、「自動操舵システム」の順に回答が多かったことから、これらの結果も参考にしながら、補助対象機器の拡充を検討してまいります。</p> <p>(農林部農政課)</p> <p>(5) 肥料や燃料等の農業生産資材の価格高騰は、依然として続いていることから、今後の社会情勢等の動向を注視し、状況に応</p>

全市的要望事項

No	要 望 の 内 容	担当部課	考 え 方
2	<p>ころであり、農業経営規模の大小にかかわらず、燃料の値上がりに苦慮していることから、農業燃油等価格高騰対策事業について、事業の継続と 20 万円の上限の撤廃をお願いする。</p> <p>同時に、根本的な問題の解決のため、物価高騰に対する農作物の価格反映の仕組みづくりについて国に対し要望することとともに、農産物価格の値上げについて消費者理解を得られるよう働きかけを行うこと。</p> <p>(6) 次世代の担い手への引継ぎがスムーズに進むよう、新規就農予定者が研修を受けることができる場づくりが必要である。</p> <p>新規就農者への支援が進む一方で、法人化していない集落営農組織等は研修に対する助成金制度がない状態である。また、農業法人においても、雇用就農資金による助成制度があるが、十分な支援に至っていないように思われる。</p> <p>中長期的に学ぶ機会を広く提供するため、人材育成につ</p>	農林部 農政課	<p>じて必要な支援策を講じてまいります。</p> <p>また、農作物の価格反映の仕組みづくりについては、国において、生産者や製造、流通、小売り、外食・中食の各業者、消費者などの関係者で適正取引の仕組みを協議する「適正な価格形成に関する協議会」を立ち上げたほか、「食料・農業・農村基本法」改正の方向性の中で、生産から加工・流通・販売までの各段階での適正な価格形成の実現に向けた食料システムを構築することとしていることから、今後の国の動向を注視し、必要に応じて国に対し要望してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(農林部農政課)</p> <p>(6) 新規就農者に対する研修を充実させることは、就農者の育成を図る上で重要である一方、農業経営体数が年々減少する中、研修生を受け入れる余裕のある経営体の確保や受入環境の整備が課題となっているものと認識しております。受入経営体に対する補助については、雇用就農資金による助成制度のほか、岩手県農業公社が実施する担い手育成特定資産事業の就農促進実践研修支援事業において、集落営農組織及び農業法人も含め実践研修を受け入れている経営体に対し、研修</p>

全市的要望事項

No	要 望 の 内 容	担当部課	考 え 方
2	<p>いて集落営農組織及び農業法人への補助の検討をお願いします。</p> <p>(7) 新たな担い手を確保するため、国の新規就農者育成総合支援対策事業の継続と制度の充実を国に働きかけること。また、盛岡市親元就農給付金制度についても予算枠の拡大を図り、受給希望者に十分な支援を行うこと。</p> <p>併せて、会社などを60歳で定年退職する帰農者は即戦力となることから、就農に向けた支援策を講じること。</p>	農林部 農政課	<p>生の指導に必要な経費を助成しておりますことから、これらの制度活用を積極的に進めてまいりたいと存じます。</p> <p>(農林部農政課)</p> <p>(7) これまでの国の支援事業は、就農直後の所得を確保するための資金面への支援でしたが、就農者からは初期投資に十分対応できないとの声があったことから、新規就農者育成総合対策へ刷新し機械や施設の導入費に対する支援が充実したものと認識しておりますが、今後も当該制度の継続と充実を必要に応じて国に対し要望してまいります。</p> <p>親元就農給付金事業については、平成29年度の創設以降、令和4年度までに17人の親元就農者に活用されております。毎年度新規3人の予算枠を確保し、それを超える要望があった際は補正予算で対応するなど、希望者を取りこぼすことのない十分な支援を行っているところであります。</p> <p>定年帰農者の就農に向けた支援策につきましては、新規就農者を確保するためには、移住等による就農者の増加が欠かせないことから、定年帰農者も含めた県外からの移住者に対する就農支援金の給付事業を、令和6年度に向けて検討しているところであります。</p>

全市的要望事項

No	要望の内容	担当部課	考え方
2	<p>(8) 農業経営改善促進資金（スーパーS資金）の極度額上限について、現在は個人500万円、法人は2,000万円（但し、畜産・施設園芸は個人・法人ともに4倍）と設定されている。稲作の現場では米価低迷・高齢化等の要因から、ここ数年で担い手への集積・集約が急激に進んでおり、営農規模が大きくなるほど運転資金が必要となることから、畜産・園芸以外の極度額の上限定見直しを早急にお願います。その際、農業機械や燃料・生産資材の高騰等の影響もあり厳しい状況であることも考慮したうえで極度額の見直しを検討すること。</p>	<p>農林部 農政課</p>	<p style="text-align: right;">（農林部農政課）</p> <p>(8) 農業経営改善促進資金（スーパーS資金）の極度額の上限につきましては、農業経営改善計画において、市の農業経営基盤強化促進基本構想に示した農業経営の指標の規模を超える規模を目指しているなど、特段の事情がある場合には、市が設置する特別融資制度推進会議が認めた額を上限とすることができますことから、個別に御相談願います。</p> <p style="text-align: right;">（農林部農政課）</p>
3	<p>3 鳥獣被害対策、中山間対策、基盤整備、保全管理に関すること等</p> <p>(1) シカやクマによる獣害対策として、電気柵が設置されているが、近年は個人の農地をそれぞれ囲うのではなく、山沿いに柵を張り巡らす地域一体型の設置が進んでおり、電気柵周辺の除草作業や蓄電池の更新等の機器の保守に係る諸経費が農家の負担になっている。電気柵の効果的な活用を維持するため、当該地域について管理費を補助すること。</p>	<p>農林部 農政課</p>	<p>(1) 電気柵の管理費への補助につきましては、国の「多面的機能支払交付金制度」や「中山間地域等直接支払交付金制度」において、集落に支払われた交付金の共同取組活動分は、本制度の目的に沿った用途であれば、協定参加者の合意に基づき、鳥獣害の被害防止用電気柵に係る諸経費に使用することができます。ただし、協定活動に関係のないものや目的、使</p>

全市的要望事項

No	要望の内容	担当部課	考え方
3	<p>また、クマ、イノシシ等による農作物被害は増加傾向にあるため、引き続き対策を講じること。</p> <p>(2) 近年は中山間だけでなく、平場の農地や市街地にも鳥獣が出没するようになっており、農畜産物だけでなく人命の危険性も増したことから、より一層の対策が必要であるが、鳥獣被害対策における問題点として、駆除した死体の処分方法が挙げられる。現在は、市の焼却施設に持ち込み、実費で処分しており負担となっていることから、駆除した動物の処分場・処理施設の確保をお願いする。また、国際情勢等の影響で、駆除に係る資材も高騰していることから、それらについても支援を行うこと。</p>	<p>農林部 農政課</p>	<p>途の不明確なものへの使用はできませんので、個別に御相談願います。</p> <p>また、年々増加する農作物被害につきましては、狩猟免許の取得経費に対する補助など捕獲の担い手に対する支援や、地域ぐるみの防除に向けた取組、ICTの導入や電気柵の設置など幅広く取り組んでおります。特に、電気柵の設置につきましては、令和4年度から事業費を拡充し、支援強化を図っており、今後につきましても、被害状況や地域の実情を踏まえながら、鳥獣被害防止の対策を推進してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(農林部農政課)</p> <p>(2) 個体の焼却については、盛岡地域は「盛岡市クリーンセンター」、都南地域は「盛岡・紫波地区環境施設組合清掃センター」、玉山地域においては「岩手・玉山清掃事務所」に持ち込んでいただくこととなりますが、市の有害鳥獣対策事業において捕獲した個体については手数料が無料となっております。</p> <p>また、市の有害鳥獣対策として捕獲で使用する罠や罠の部品の購入、又わなの修繕につきましては、盛岡市鳥獣被害防止対策協議会において行い、市鳥獣被害対策実施隊に貸与し</p>

全市的要望事項

No	要望の内容	担当部課	考え方
3	<p>(5) 農業者が個人で農地整備を行う際の、支援対策がある場合は、制度の周知を徹底すること。また、ない場合には、個人に対する補助について検討をお願いしたい。</p>	農林部 農政課	<p>農道や水路の草刈り等の環境保全活動に当たっては、国の「多面的機能支払交付金制度」や「中山間地域等直接支払交付金制度」において、作業の人件費のほか、草刈機のリースや購入、防草シートの設置などが活動組織への交付金の対象となっておりますので、個別に御相談願います。</p> <p style="text-align: right;">(農林部農政課)</p> <p>(5) 農業者が個人で農地整備を行う場合の補助につきましては、国の農地耕作条件改善事業や県のいきいき農村基盤整備事業のほか、市におきましても農業用施設等維持改良事業補助金等の制度がありますので、引き続き制度の周知を図ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">(農林部農政課)</p>
4	<p>4 その他農業振興対策</p> <p>(1) 飼料用米の活用促進について令和4年度市農業施策に対する意見・要望から継続して要望し、昨年度は玉山地域における作付状況について38haの増加となったと回答をいただいた。しかし、飼料用米を増やす場合に前年から種もみを準備する必要があり、農家からの要望がない限りJAと</p>	玉山総合事務所 産業振興課	<p>(1) 玉山地域における飼料用米の作付状況につきましては、令和5年度は対前年比で63haの増加となり、米価の下落や米消費の減少のことから、飼料用米への作付転換が増加しているところであります。また、飼料用米の販売については、新岩手農業協同組合において、肉用牛や鶏卵の生産販売業者等</p>

全市的要望事項

No	要望の内容	担当部課	考え方
4	<p>しても勝手に飼料用米の種もみは増量することはできないとのことである。現在、配合飼料価格が高止まりの状況であり、畜産業ではトウモロコシに代えて飼料米を使用する需要があるため、種もみの増量も含め、引き続き飼料用米の増産促進について市からも働きかけること。</p> <p>(2) 岩手県の最低賃金が893円に引き上げられ、雇用労力に頼っている規模の大きいリンゴ・野菜農家の経営を圧迫することが見込まれる。毎年最低賃金が上昇すれば、事業の継続まで危うくしかねない。厚生労働省の制度として業務改善助成金があるが、農家に周知されていないようなので、関係機関と連携しながら、この制度の周知を図ること。</p> <p>(3) リンゴ園地に隣接していた森林跡地に建設残土が高く盛土され、災害時の危険性や隣接農地への被害の可能性等、その</p>	<p>農林部 農政課</p> <p>都市整備部 都市計画課</p>	<p>と契約が締結されており、更なる需要が見込まれていることから、飼料用米への転換の増進が必要であると認識しております。</p> <p>今後も、国の産地交付金や直接支払交付金の有効活用に努め、機会を捉えて、生産者へ飼料用米への転換を推奨するとともに、需要に対する安定供給に向けて、各JAと連携しながら、取り組んでまいりたいと存じます。</p> <p>(玉山総合事務所産業振興課)</p> <p>(2) 業務改善助成金は、事業場内で最も低い時間給を一定額以上引き上げ、生産性向上のための設備投資（機械設備等の導入）などを行う事業者に対し、その設備投資などにかかった費用の一部を助成する制度で、対象事業に農業も含まれることは認識しております。当該制度の周知については、商工労働部から情報発信がされておりますが、農業者に向けた周知についても対応してまいります。</p> <p>(農林部農政課)</p> <p>(3) 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく規制区域につきましては、施行から2年以内（令和7年5月25</p>

全市的要望事項

No	要望の内容	担当部課	考え方
4	<p>対応に苦慮している。</p> <p>危険な盛土を規制する法律として、令和5年5月に盛土規制法が施行されたが、市では規制区域をこれから指定すると聞いている。規制区域を速やかに指定し、農地・農作物等に悪影響を及ぼさないよう環境を整備してほしい。</p> <p>また、今回の盛土を含め、工事中残土処分のため盛土されるケースが増えている。このようなことを防ぐために、県やほかの自治体と連携して残土処分場を設置するなどの対策を講じてほしい。</p>	建設部 道路建設課	<p>日まで) に指定する予定としており、令和5年度から規制区域の指定に向けた基礎調査を実施し、危険な盛土等を規制する取組を進めてまいります。</p> <p>(都市整備部都市計画課)</p> <p>市営建設工事に係る残土については、現在、受注者との協議により処分地を決定することが多い状況です。処分地の決定にあたりましては、盛土が適切な箇所であるか、周辺の状況を含めて確認を行っております。また、建設発生土の有効利用のため、県と発生土の情報共有を行い、工事間流用を図っているところです。</p> <p>(建設部道路建設課)</p>